

大鹿村国土強靱化地域計画・概要版

● 大鹿村国土強靱化地域計画について

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的にゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、翌年 6 月には国土強靱化基本計画を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

長野県においては、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、平成 28 年 3 月に「長野県強靱化計画」を、平成 30 年 3 月に「第 2 期長野県強靱化計画」を策定しています。

このような中、本村でもあらゆるリスクに対して、「強靱な大鹿村」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「大鹿村国土強靱化地域計画」を策定します。

● 計画の位置づけ

「大鹿村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画です。また、本計画は、本村の行政運営の指針となる大鹿村総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となる計画です。

計画期間

計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とします。

なお、今後の社会情勢等に急激な変化が生じた場合など、計画期間内においても適宜見直しを行うこととします。

令和 3 年 3 月
大鹿村

大鹿村の国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

「多くの災害から学び、人命、財産、生活を守る大鹿村」

2 事前に備えるべき目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- (4) 必要最低限のライフラインを確保し、流通・経済活動を停滞させず早期復旧ができること
- (5) 制御不能な二次災害を発生させないこと
- (6) 被災した方々の日常の地域社会・経済が迅速に戻ることに

対象とする自然災害

災害の種類	想定する規模等	本村の災害特性
土砂災害・水害	記録的な大雨等による大規模土砂災害・水害を想定	小渋川、青木川、鹿塩川、塩川等の氾濫、山間部の土砂災害
大規模地震	M7～8程度、最大震度6弱を想定	村全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等
暴風雪・大雪	記録的な暴風雪や大雪による大規模雪害を想定	村内全域における人的被害及び家屋等の被害
暴風災害	記録的な暴風による被害	暴風による家屋等の倒壊や停電、倒木による道路の寸断等
火山噴火災害	富士山、浅間山、御嶽山、焼岳の噴火による火山灰での被害	火山灰によるインフラへの被害、健康被害
複合災害	大規模地震や大雨による洪水などが同時または連続して発生する被害	上記の複合災害

評価・見直し

計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要です。PDCA サイクルにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	大規模地震等による住宅・建物の倒壊や火災による多数の死傷者の発生
	1-2	河川の氾濫に伴う住宅などの建物の浸水
	1-3	土砂災害等による死傷者の発生
	1-4	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大
2 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落の発生や被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防等による救助・救急活動の不足
	2-3	医療施設への支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-5	被災地における感染症等の発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	3-3	通信インフラ・通信サービスの機能停止による情報伝達の麻痺
4 必要最低限のライフラインを確保し、流通・経済活動を停滞させず早期復旧ができること	4-1	電力供給網や石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	地域交通網が分断する事態
	4-4	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	4-5	食料等の安定供給の停滞
5 制御不能な二次災害を発生させないこと	5-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	5-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	5-3	有害物質の大規模拡散・流出
	5-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	5-5	観光や地域農産物に対する風評被害
	5-6	長期的な避難生活、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化
6 被災した方々の日常の地域社会・経済が迅速に戻ることに	6-1	災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3	被災者の住宅の確保ができず、住宅の再建が大幅に遅れる事態
	6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

起きてはならない最悪の事態に対する「取り組むべき事項」

起きてはならない最悪の事態	施策	起きてはならない最悪の事態	施策
1-1	●建物の耐震化、○住宅・事業所の防火対策、○初期消火の体制強化、○危険な建物・構築物の管理	4-2	○水道施設の耐震化、○災害時給水体制の強化、●汚水処理体制の強化
1-2	○河川の改修等の推進、●危険箇所（土砂）と避難方法の周知	4-3	●災害に強い道路網の整備【再掲】、○災害発生時の道路啓開、○緊急時の輸送体制の確立【再掲】、○公共交通（交通手段）の機能維持
1-3	○土砂災害警戒区域等の対策の推進、○森林の適正管理、●危険箇所（土砂）と避難方法の周知【再掲】	4-4	○経済活動の維持、○再生可能エネルギー等の導入
1-4	○警戒避難体制の整備、○避難計画の策定	4-5	○関係団体との連携による備蓄【再掲】、○災害時給水体制の強化【再掲】、○農業生産の機能維持
1-5	●多様な情報伝達手段の確保、○避難勧告等の適切な発令、○住民の自主的な避難行動、○避難行動要支援者への対応	5-1	○土砂災害警戒区域等の対策の推進【再掲】、○災害を防ぐ森林の整備、●危険箇所と避難方法の周知【再掲】
2-1	○関係団体との連携による備蓄、●災害に強い道路網の整備、○災害発生時の道路啓開、○緊急時の輸送体制の確立	5-2	○防災施設の補修、○農業水利施設等の保全
2-2	○初期消火の体制強化【再掲】、○消防力の維持・強化、○受援体制の強化	5-3	○危険物の回収のための資機材の備蓄、○危険物取扱の情報提供
2-3	○医療機能の維持、○薬剤の備蓄、○地域での医療体制の確保	5-4	○農業生産の機能維持【再掲】、○農業排水の機能維持、○災害を防ぐ森林の整備【再掲】
2-4	○医療機能の維持【再掲】、○薬剤の備蓄【再掲】、○地域での医療体制の確保【再掲】	5-5	○正確な情報発信による風評被害の防止
2-5	○感染症等の予防体制の整備、○健康支援活動の体制整備、○地域での医療体制の確保【再掲】、○心の健康への専門的な支援の推進	5-6	○被災者の状態に応じた避難所の運営、○健康支援活動の体制整備【再掲】 ○心の健康への専門的な支援の推進【再掲】
3-1	○行政機能の維持、●建物の耐震化【再掲】○職員の資質向上、○受援体制の強化【再掲】	6-1	○災害廃棄物の適切な処理体制の構築
3-2	●多様な情報伝達手段の確保【再掲】、○情報伝達体制の強化	6-2	●災害に強い道路網の整備【再掲】、○災害発生時の道路啓開【再掲】、○緊急時の輸送体制の確立【再掲】、○地籍調査の推進
3-3	○災害時の交通安全	6-3	○地籍調査の推進【再掲】、○被災者生活再建支援金の認知促進、○災害発生時の道路啓開【再掲】
4-1	○エネルギー供給事業者との連携強化、○災害対応給油所の確保	6-4	○地域の防災活動の担い手の育成、○防災施設の補修【再掲】、○地区活動の活性化

●は重点項目（施策）

大鹿村国土強靱化地域計画 発行日：令和3年3月
長野県下伊那郡大鹿村大河原 354 番地 大鹿村総務課